



JASDAQ

平成 26 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 金丸 勲

(J A S D A Q ・ コード 8704)

問合せ先 取締役 新妻 正幸

(TEL 03-4330-4700 (代表))

第三者割当による第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び
第 10 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権部分のみを「本転換社債型新株予約権」、社債部分のみを「本社債」といいます。）及び第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 10 回新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

トレイダーズホールディングス株式会社 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 27 年 1 月 9 日
(2) 新株予約権の総数	30 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,370,786 株
(5) 資金調達の額	300,000,000 円（差引手取概算額 258,000,000 円）
(6) 転換価額	1 株あたり 89 円 なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておられません。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全額を ILL CONSULTING PTE. LTD. に割り当てる。
(8) その他	(1) 各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとしてします。 (2) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしてします。 (3) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件としてします。

トレーダーズホールディングス株式会社 第10回新株予約権

(1) 割当日	平成27年1月9日
(2) 新株予約権の総数	47個
(3) 発行価額	総額：4,042,000円（新株予約権1個当たり86,000円）
(4) 当該発行による潜在株式数	4,700,000株
(5) 資金調達の額	403,542,000円 （内訳） 新株予約権発行分 4,042,000円 新株予約権行使分 399,500,000円
(6) 行使価額	85円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます ILL CONSULTING PTE. LTD. 47個
(8) その他	<p>(1) 本新株予約権の割当日から6ヶ月以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権を行使することができる期間中の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場（以下、「JASDAQ 市場」といいます。）における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、割当予定先に対し、本新株予約権を行使するよう指示することができる。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループの平成27年3月期第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の収益状況は、平成26年の年初から長期化した外国為替相場の膠着とボラティリティーの低下、とりわけ、主要通貨米ドル/円の極端なボラティリティー低下の影響を受け、主力事業である『みんなのFX』（外国為替証拠金取引）、『みんなのバイナリー』（外国為替オプション取引）が、顧客取引の減少を要因とした大幅な収益低下に陥り、第2四半期連結累計期間の営業収益は前年同期を752,157千円下回る742,052千円（前年同期比50.3%減）となりました。

営業費用は、外国為替取引事業の収益に連動するシステム利用料が減少したことに伴い不動産

関係費が前年同期比 250,938 千円減少し 324,449 千円（前年同期比 43.6%減）となったことに加え、広告宣伝費、通信費等の減少により取引関係費が前年同期比 51,642 千円減少し 318,933 千円（前年同期比 13.9%減）となったことにより、合計額は前年同期比 242,422 千円減少し 1,180,110 千円の計上となりましたが、営業収益の落ち込みを補うには至らず、営業損益は 441,314 千円の営業損失（前年同期比 509,483 千円減）となりました。

営業外収益は、償却債権取立益 45,978 千円の計上により 48,087 千円（前年同期比 894.3%増）となり、営業外費用は支払利息 21,459 千円、持分法による投資損失 27,166 千円及び投資事業組合運用損 10,064 千円の計上により 59,026 千円（前年同期比 18.5%増）となったことから、経常損益は 452,253 千円（前年同期比 475,466 千円減）の経常損失となりました。

特別利益は、投資有価証券売却益 98,399 千円及び金融商品取引責任準備金戻入 2,401 千円を計上し、特別損失は、『みんなの FX』及び『みんなのバイナリー』の取引システムリプレイスに伴う固定資産除却損 1,100 千円及び利用価値が減少したソフトウェア等の減損損失 2,683 千円を計上しました。

以上の結果、第 2 四半期連結累計期間の四半期純損益は、前年同期を下回る 357,014 千円（前年同期比 364,891 千円減）の四半期純損失となりました。

当社グループの財務の状況は、平成 21 年 3 月期以降の長期にわたる業績の低迷、平成 23 年 3 月の東日本大震災後の日経平均株価急落により生じたオプション取引顧客による多額の顧客立替金（不良債権）の発生、並びにその後の不採算事業の整理・撤退等による損失計上により、自己資金が大きく減少し、 트레이ダーズ証券株式会社（以下、「トレーダーズ証券」といいます。）の自己資本規制比率（（注）1）が長期にわたり低迷する状況が続きました。

そのような状況を脱するために、当社は平成 25 年 8 月に第三者割当による転換社債型新株予約権付社債 500,000 千円を発行（全額株式に転換）し、トレーダーズ証券からの長期借入金の一部 479 百万円を返済しました。それにより、トレーダーズ証券の財務状況及び自己資本規制比率は一時的に回復し、自己資本規制比率は、平成 25 年 8 月末に一般的に証券会社の財務状況が健全な状況とみなされる 200%超の水準（多くの金融機関の融資条件、カバー取引先金融機関との取引条件において、自己資本規制比率が 200%を超えていることが条件とされています。）まで回復しましたが、平成 25 年 11 月末以降、同社の自己資本規制比率は再び 200%を割り込んで推移しております。

自己資本規制比率が低下した主な要因は、当社の第三者からの借入金の返済資金、外国為替取引事業における新サービス「みんなのシストレ」の開発資金、新規事業への足がかりとなる投資資金等に関しては、依然としてトレーダーズ証券からの借り入れに依存している状況であったため、同社からの借入金が増加し平成 27 年 1 月 9 日（本資金調達による借入金返済予定日）における同社から当社への貸付金残高は、946,000 千円（短期貸付金 245,000 千円、長期貸付金 701,000 千円）に増加し、同社の資金繰りを圧迫するとともに、固定化されていない自己資本の減少と取引先リスク相当額の増加を通じて（（注）2 及び（注）3）、自己資本規制比率を低下させる最も大きな要因となっております。

更に上述しました平成 27 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間の業績悪化が重なり、平成 26 年 9 月末のトレーダーズ証券の自己資本規制比率は 142.7%まで低下しました。

また、同社の運転資金につきましても、業績悪化の影響により資金残高が減少し、外国為替取引事業のカバー取引に必要なカバー取引先金融機関に対する差入証拠金の減少により、有利な取引条件によるカバー取引ができないことによる収益機会を逸する状況が懸念されます。

このような状況を一刻も早く打開し、主力事業である外国為替事業の安定化を図るために、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行する決議をいたしました。

（注）1. 自己資本規制比率は、証券会社の財務健全性を示す指標であり、「固定化されていない自己資本」÷「市場リスク・取引先リスク・基礎的リスクの合計額」×100 で算出します。自己資本規制比率の低下に関しては、自己資本規制比率が 140%を下回った場合には、その旨を監督当局に届出なければならず、同比率が 120%を下回った場合には監督当局はトレーダーズ証券に対して業務の方法の変更を命ずることができるとともに、

財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができます。さらに同比率が100%を下回った場合には、監督当局はトレーダーズ証券に対して3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとともに、当該命令の日から3ヶ月を経過した日においても尚、トレーダーズ証券の自己資本規制比率が100%を下回っており、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるものとされています。

- (注) 2. 自己資本規制比率の計算において、貸付日より1年を超える貸付金(長期貸付金)は、自己資本から100%控除されます。
- (注) 3. 自己資本規制比率の計算において、1年未満の貸付金(短期貸付金)は、貸付金残高に当社のリスクウェイト25%を乗じた金額が取引先リスク相当額となります。また、当社に対する取引先リスク相当額が、固定化されていない自己資本の25%の額を超える場合は、当該取引先リスク相当額の50%が追加取引先リスクとして加算され、固定化されていない自己資本の50%の額を超える場合は、当該取引先リスク相当額の100%が追加リスクとして加算されます。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達を選択した理由

当社は、株主の利益に配慮しつつ、かつ目的とする資金調達の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせが、引受先がリスクを軽減しつつ、当社が必要とする資金規模及び調達時期の要望を満たす最良の資金調達実現の選択肢であると判断しました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

A. 金融機関からの借入れ

当社は毎四半期毎に四半期決算の内容を複数の金融機関に対して説明し融資交渉を継続して行っておりますが、当社グループの財務状況の悪化による与信力の低下に加え、利益が相場動向に左右され、不安定な損益状況のため、不動産等の担保力がある物件の担保付でなければ融資審査に進むことが難しいというのが各金融機関共通の回答であり、現状では金融機関からの借入れは極めて困難な状況であります。

B. 私募社債の発行

私募社債の発行は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能であるため、有効な資金調達手段であります。当社グループの純資産が減少し、与信力が低下・毀損している現在の状況においては、引受先を見つけることが困難な状況であります。

C. 公募増資あるいは第三者割当てによる新株式の発行

公募増資あるいは第三者割当てによる新株式の発行については、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができるため当社にとって最も望ましい資金調達手段であります。しかし、公募増資に不可欠な主幹事証券となりうる可能性を証券会社3社に打診したところ、いずれも、当社の業種と資金調達理由が一般投資家から見るとネガティブであり、従って引受けリスクを取ることができないという回答でありました。また、第三者割当増資に関しても、これまで複数の候補先と協議を行ってまいりましたが、一度に多額の資金が株式によって固定化するため、長期的な投資リスクを受け入れる候補先が現れなかったため、引受先を見つけることは困難な状況であります。

D. 新株予約権のみの発行

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできませんが、一方で当社の資金調達は株価動向次第となってしまう可能性があり、株価が低迷する局面では権利行使が進まず、長期にわたって資金導入が進まない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性が懸念されます。従って、新株予約権のみによる方法では、機動的かつ十分な資金調達が困難である

と判断しました。

E. 転換社債型新株予約権付社債のみの発行

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達は、当社にとって資金が発行時に調達できることから望ましい資金調達手段の一つではありますが、引受先からは、長期間資金が固定化するリスクを負うことは避けたいとの回答が多く、当社が必要とする調達金額の引受先を見つけることが困難な状況です。

F. 転換社債型新株予約権付社債と新株予約権を組み合わせた発行

上記D. 及びE. の状況を踏まえ、当社としては発行時にすぐ資金導入できる調達方法として、転換社債型新株予約権付社債の発行を主軸とし、さらに引受先のリスク軽減の要望を踏まえつつ当社の資金調達規模を増額するため、新株予約権の発行を組み合わせる方法が、当社が必要とする資金規模及び調達時期の要望を満たす最良の選択肢であると判断しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	703,542,000円
(内訳)	
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	300,000,000円
第10回新株予約権の発行	4,042,000円
第10回新株予約権の行使	399,500,000円
② 発行諸費用の概算額	42,000,000円
③ 差引手取概算額	661,542,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用のうち主なものは、RS パートナース株式会社（住所：東京都港区三田一丁目1番18号、代表取締役：杉山里恵子、以下、「RS パートナース」といいます。）への仲介手数料 35,000,000円、弁護士・評価機関等への報酬、反社会的勢力調査費用、登記費用であります。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額661,542,000円については、発行時に入金する本新株予約権付社債の手取資金258,000,000円及び本新株予約権の手取資金4,042,000円を、トレーダーズ証券の自己資本規制比率を回復させ、かつ同社の運転資金の充実を図るため、トレーダーズ証券からの借入金（下記トレーダーズ証券に対する借入金返済の明細（平成26年12月22日現在）に記載）の返済に充当し、同社に資金を注入する予定です。また、本新株予約権の行使による手取資金についても、トレーダーズ証券に対する借入金返済を優先して行います。借入金を全額返済した場合には、トレーダーズ証券の自己資本規制比率は、230%前後の水準まで上昇することが見込まれます。なお、トレーダーズ証券からの借入金の返済順序については、短期借入金よりも長期借入金の返済を行うことがトレーダーズ証券の自己資本規制比率の改善に効果があることから、長期借入金の返済期日が早い順に返済し、長期借入金返済後に短期借入金の返済期日が早い順に返済することといたします。当該返済により、トレーダーズ証券の運転資金が増加することで外国為替取引事業におけるカバー取引先金融機関に対する信用度が高まり、取引を安定的に継続して行うことが可能となります。

返済する借入金の具体的な内容、資金使途、一部返済後の残高及び支出時期につきましては、以下の通りを予定しております。

【第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途】
トレーダーズ証券からの借入金の返済

具体的な使途	返済金額	返済後残高	支出予定時期
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：61,000,000円 既返済元本額：36,000,000円 未返済元本額：25,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成24年11月30日 返済期限：平成27年11月27日 資金使途：外部借入金返済	25,000,000円	0円	平成27年1月9日
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：57,000,000円 既返済元本額：5,000,000円 未返済元本額：52,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成24年12月28日 返済期限：平成27年12月25日 資金使途：外部借入金返済	52,000,000円	0円	平成27年1月9日
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：85,000,000円 既返済元本額：10,000,000円 未返済元本額：75,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年1月31日 返済期限：平成27年1月30日 資金使途：外部借入金返済	75,000,000円	0円	平成27年1月9日
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：48,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：48,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年4月23日 返済期限：平成27年4月22日 資金使途：関係会社株式購入資金	48,000,000円	0円	平成27年1月9日
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：32,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：32,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年4月30日 返済期限：平成27年4月28日	32,000,000円	0円	平成27年1月9日

資金使途：外部借入金返済			
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：40,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：40,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年5月23日 返済期限：平成27年5月22日 資金使途：子会社貸付金及び外部 借入金返済資金	26,000,000円	14,000,000円	平成27年1月9日
合計	258,000,000円	-	-

※上記借入金の概要につきましては、平成26年12月22日現在の状況を記載しております。

【第10回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途】

トレーダーズ証券からの借入金の返済

長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：40,000,000円 既返済元本額：26,000,000円 未返済元本額：14,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年5月23日 返済期限：平成27年5月22日 資金使途：子会社貸付金及び外部 借入金返済資金	4,042,000円	9,958,000円	平成27年1月9日
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：40,000,000円 既返済元本額：30,042,000円 未返済元本額：9,958,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年5月23日 返済期限：平成27年5月22日(注) 資金使途：子会社貸付金及び外部 借入金返済資金	9,958,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：38,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：38,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年6月21日 返済期限：平成27年6月19日(注) 資金使途：子会社貸付金	38,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月

<p>長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：25,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：25,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年7月23日 返済期限：平成27年7月22日(注) 資金使途：子会社貸付金</p>	25,000,000円	0円	平成27年1月～ 平成30年1月
<p>長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：7,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：7,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年7月30日 返済期限：平成27年7月29日(注) 資金使途：運転資金(敷金支払)</p>	7,000,000円	0円	平成27年1月～ 平成30年1月
<p>長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：40,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：40,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年7月31日 返済期限：平成27年7月22日(注) 資金使途：外部借入金返済</p>	40,000,000円	0円	平成27年1月～ 平成30年1月
<p>長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：4,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：4,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年8月21日 返済期限：平成27年8月20日(注) 資金使途：子会社貸付金</p>	4,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月
<p>長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：33,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：33,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年8月30日 返済期限：平成27年8月28日(注) 資金使途：運転資金(経費支払)</p>	33,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月
<p>長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：50,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：50,000,000円</p>	50,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月

金利：0%（年率） 借入日：平成25年9月18日 返済期限：平成27年9月17日（注） 資金使途：子会社貸付金			
長期借入金の全部返済 （長期借入金の概要） 当初借入額：15,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：15,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成25年9月30日 返済期限：平成27年9月29日（注） 資金使途：運転資金（経費支払）	15,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月
長期借入金の全部返済 （長期借入金の概要） 当初借入額：46,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：46,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成25年10月16日 返済期限：平成27年10月15日（注） 資金使途：外部借入金返済	46,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月
長期借入金の全部返済 （長期借入金の概要） 当初借入額：48,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：48,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成25年11月1日 返済期限：平成27年10月30日（注） 資金使途：海外法人設立資金	48,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月
長期借入金の全部返済 （長期借入金の概要） 当初借入額：34,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：34,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成25年11月21日 返済期限：平成27年11月20日（注） 資金使途：子会社貸付金・外部借入金返済	34,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月
長期借入金の全部返済 （長期借入金の概要） 当初借入額：7,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：7,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成25年11月29日 返済期限：平成27年11月27日（注） 資金使途：運転資金（経費支払）	7,000,000円	0円	平成27年1月 ～ 平成30年1月

長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 当初借入額：82,000,000円 既返済元本額：0円 未返済元本額：82,000,000円 金利：0% (年率) 借入日：平成25年12月20日 返済期限：平成27年12月18日 (注) 資金使途：子会社貸付金・経費支 払	42,542,000円	39,458,000円	平成27年1月～ 平成30年1月
合計	403,542,000円		-

※上記借入金の概要につきましては、平成26年12月22日現在の状況を記載しております。

(注) 上記支出予定時期が、借入金の返済期限を超過した平成30年1月(権利行使の最終期限月)までとなっているものがありますが、返済期限までに完済できない借入金については、返済期限を1年毎に延長する予定としております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

資金使途につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」で記載しましたとおり、トレーダーズ証券からの借入金の全額返済を優先し充当する予定です。本新株予約権付社債については、発行時に発行諸費用を差し引いた手取金258,000,000円を返済した場合、トレーダーズ証券の自己資本規制比率は発行日の属する月末時点で170%から180%の水準まで上昇することが見込まれます。さらに、本新株予約権の権利行使が進み調達予定額全額661,542,000円をトレーダーズ証券からの借入金を全額返済した場合は、トレーダーズ証券の自己資本規制比率は当事業年度末において230%前後の水準まで上昇することが見込まれます。また、トレーダーズ証券の自己資本規制比率が改善することにより同社に対する信用リスクが低減し、外国為替証拠金取引におけるカバー取引先金融機関との取引条件、あるいは金融機関からの融資再開の可能性等の経営環境改善が期待でき、より有利な条件で事業運営を行うことが可能となり、外国為替取引事業の安定性が大きく高まります。なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使により調達する差引手取金額に変更がありうることから、予定する下記借入金の返済額が変更する場合があります。本新株予約権が行使されない場合、トレーダーズ証券からの借入金返済に充当できる資金は、本新株予約権付社債による調達(差引手取概算額258,000,000円)に留まり、トレーダーズ証券の自己資本規制比率は、170%から180%の水準まで改善し、証券会社が維持を求められる140%は上回ることができですが、一般的に証券会社の財務状況が健全な状況とみなされる200%超の水準まで達しないことから、別途手段による資金調達の検討を進めてまいります。

このように、当社が、当社グループの主力子会社であるトレーダーズ証券の経営環境を改善し、業績向上に助力することは、当社グループが今後も成長を続け当社の企業価値を高めるために、最も重要であると考えております。

以上に鑑み、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、さらには既存株主の利益に資するものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先である ILL CONSULTING PTE. LTD.（取締役：植崎紳矢、以下、「ILL CONSULTING」といいます。）との協議を経て、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日（平成26年12月22日）のJASDAQ市場における当社普通株式の終値である92円を基準株価として以下の通りとしました。

名 称	転換価額又は行使価額及びその算定根拠
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	89円（基準株価に97%を乗じた金額）
第10回新株予約権	85円（基準株価に93%を乗じた金額）

本新株予約権付社債の転換価額と本新株予約権の行使価額の決定に際し、基準株価に乗じるディスカウント率を転換価額より行使価額の方を高め設定しております。仮に、割当予定先が本転換社債型新株予約権の行使を優先的に行った場合、当社の手取資金が発行時の入金額以上に増加はしませんが、本新株予約権の行使を本転換社債型新株予約権の行使に優先して行った場合は、行使した金額が資金として当社に払い込まれるため資金調達は促進されます。当社は、本資金調達の促進を意図として、基準株価に乗じるディスカウント率を転換価額より行使価額の方を高め設定いたしました。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定に際し、公正性を期すため、独立した第三者機関である、かえでキャピタルマネジメント株式会社（住所：東京都千代田区永田町2-13-10プルデンシャルタワー4階、代表取締役 山下章太、以下、「かえでキャピタルマネジメント」といいます。）に対して本新株予約権付社債の価値算定及び本新株予約権の評価額の算定を依頼した上で、同社より、本新株予約権付社債の価値算定評価書（以下、「本新株予約権付社債評価書」といいます。）及び本新株予約権の評価書（以下、「本新株予約権評価書」といいます。）を取得しております。

算定会社の選定につきましては、過去に新株予約権の公正価値算定を依頼した複数社を候補先とし検討を行いました。平成25年8月に発行した当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の公正価値算定を行ったかえでキャピタルマネジメントが適任であると判断し選定いたしました。なお、かえでキャピタルマネジメントからの説明及び提供資料に基づき確認したところ、かえでキャピタルマネジメント及び同社役員と割当予定先である ILL CONSULTINGとの間に人的又は資本上の関係はなく、独立性及び中立性を保った会社であることを確認しております。

①第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価額、転換価額、利率等の発行条件は、当社及び割当予定先が協議の上決定いたしました。割当予定先との協議においては、当社株価の日々の値幅、変動率の大きさや市場出来高の状況から、本新株予約権付社債の転換価額については多少の価格変動リスクを吸収し転換権の行使を進められるディスカウントを考慮してほしい旨の要望があり、当社において検討の結果、合理的な範囲で考慮することといたしました。かかる協議の結果、当社は、当社株式の市場売買高及び株価、転換請求期間、株価変動性等を勘案すると共に社債権者が負担することになるクレジット・コスト等を考慮し、総合的に判断して、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき100円、本新株予約権付社債の転換価額を取締役会決議日の前営業日終値の97%を乗じた額、本社債の利率を年利1.0%とし、本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権につき金銭の払込みを要しないことといたしました。

かえでキャピタルマネジメントは一定の前提、すなわち、転換価額（取締役会決議日の前営業日の終値に97%を乗じた額）、本社債の利率 1.0%、配当率0.0%、権利行使期間（平成27年1月13日から平成30年1月8日まで）、無リスク利子率 $\Delta 0.013\%$ （満期までに対応する国債利回り、出所：日本証券業協会「公社債店頭売買統計値」）、信用リスク6.90%、株価変動性99.21%（過去3年間の週次株価を利用し年率換算して算出）、本新株予約権付社債の発行要領及びトレイダーズホールディングス株式会社第2回転換社債型新株予約権付社債第三者割当て契約（以下、「本新株予約権付社債投資契約」といいます。）に定められた諸条件の下、

一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とかえでキャピタルマネジメントの算定した公正価値（額面100円当たり99円96銭）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を大きく下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

当社は、本新株予約権付社債の発行価額等を含む発行条件の適法性について、弁護士法人港国際法律事務所（住所：神奈川県横浜市西区北幸2-3-19 代表弁護士：玄 君先、以下、「港国際法律事務所」といいます。）に対し日本国の法令に抵触しないか否かの検証を依頼し、本資金調達に係る発行要領及び割当契約書並びにかえでキャピタルマネジメントが作成した本新株予約権付社債評価書など必要な書類を考察し、本新株予約権付社債投資契約の締結及び本新株予約権付社債の発行が日本国の法令に抵触しないか否かを検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

参考となりますが、本新株予約権付社債の転換価額89円は、発行決議日の直前営業日までの過去1ヶ月間の終値平均93.75円に対して乖離率 Δ 5.07%、当該直前営業日までの過去3ヶ月間の終値平均64.53円に対して乖離率+37.92%、当該直前営業日までの過去6ヶ月間の終値平均56.97円に対して乖離率+56.22%となっております。

②第10 回新株予約権

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要領及び 트레이ダーズホールディングス株式会社第10 回新株予約権第三者割当て契約（以下、「本新株予約権投資契約」といいます。）に定められた諸条件を考慮し、かえでキャピタルマネジメントが一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した結果（本新株予約権1個につき86,000円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を86,000円といたしました。

かえでキャピタルマネジメントは、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価92円（平成26年12月22日の終値）、行使価額85円、配当率0.0%、権利行使期間（平成27年1月13日から平成30年1月8日まで）、無リスク利率 Δ 0.013%（満期までに対応する国債利回り、出所：日本証券業協会「公社債店頭売買統計値」）、株価変動性99.21%（過去3年間の週次株価を利用し年率換算して算出）、取得条項（「1. 募集の概要、トレーダーズホールディングス株式会社第10 回新株予約権、（8）その他、（1）」で記載。）、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を前提として公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき86,000円との算定結果を得ております。

また、当社は、本新株予約権の払込金額等を含む発行条件の適法性について、港国際法律事務所に対し日本国の法令に抵触しないか否かの検証を依頼し、本資金調達に係る発行要領及び割当契約書並びにかえでキャピタルマネジメントが作成した本新株予約権評価書など必要な書類を考察し、本新株予約権投資契約の締結及び本新株予約権の発行が日本国の法令に抵触しないか否かを検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

参考となりますが、本新株予約権の行使価額85円は、発行決議日の直前営業日までの過去1ヶ月間の終値平均93.75円に対して乖離率 Δ 9.33%、当該直前営業日までの過去3ヶ月間の終値平均64.53円に対して乖離率+31.72%、当該直前営業日までの過去6ヶ月間の終値平均56.97円に対して乖離率+49.20%となっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- A. 新株予約権の行使は、行使開始日以降はいつでも可能であり、割当予定先が純投資を目的としており、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付を受けるこ

ととなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら比較的短期間で売却を目標としていることから、株価が行使価額を超える場合には必ず行使を行う前提とします。但し、割当予定先は本転換社債型新株予約権の行使を優先的に行うものと想定せず、本新株予約権の行使は、本転換社債型新株予約権の権利行使と同時に進行すると想定しております。また、当社は、当日を含めた5連続取引日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、割当予定先に対し、本新株予約権を行使するよう指示することができますが、同算定は、上記の通り株価が行使価額を超える場合には必ず行使を行う前提としますので同条件は、算定の前提とはいたしません。

B. 株式の流動性については、各新株予約権は一括で行使するものとし、行使で取得した株式を取得と同時に時価で、過去3年間の平均出来高(265,760株/日、1,328,799株/週)の5%ずつ(13,288株/日、66,440株/週)を売却すると想定しております。日次売買高の5%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその5%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の5%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

C. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり86,000円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり86,000円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役会における監査役3名全員(社外監査役2名)から、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要領の内容及び上記のかえでキャピタルマネジメントの算定結果及び港国際法律事務所の表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な発行条件ではなく、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- 本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、かえでキャピタルマネジメント及び港国際法律事務所がかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- かえでキャピタルマネジメント及び港国際法律事務所は当社及び本割当予定先のILL CONSULTINGと一切の人的及び資本上の関係はなく、当社経営陣からも独立していると認められること。
- かえでキャピタルマネジメントは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件及び本投資契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- 港国際法律事務所は、独立した立場で、本資金調達に係る発行要領及び割当契約書やかえでキャピタルマネジメントの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察・検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- 本件発行の決議を行った取締役会において、かえでキャピタルマネジメント及び港国際法律事務所の意見を参考にしつつ、本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換価額は89円、本新株予約権の行使価額は85円であり、当社普通株式の平成26年11月30日時点の発行済株式総数54,851,782株（議決権数548,366個）に対して、本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により発生する潜在株式数は8,070,786株（議決権数80,707個）であり、発行済株式数に対して最大で14.71%（総議決権数に対する割合14.72%）の希薄化が生じます。また、本資金調達割当予定先は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式は比較的短期間で売却したい意向であることから、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、株式価値に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、割当予定先から運用に際しては市場への影響を常に細心の注意を払って売却を行う旨の説明を受けていること、当社株式の流動性が平成25年10月に1株を100株に株式分割して以降、大きく高まっていること（平成25年10月1日から平成26年12月22日までの1日当たり平均売買高：2,590,477株）に鑑み、本資金調達が及ぼす株価への影響は最小限に抑えられと考えております。

当社が本資金調達を行い、トレーダーズ証券からの借入金返済を行うことで、トレーダーズ証券の経営環境を改善し業績向上に助力することは、当社グループが今後も成長を続けるために必要不可欠であり、ひいては当社の企業価値を高めることとなります。トレーダーズ証券の外国為替事業を中心に安定的な事業を推進し更なる当社グループの成長を目指していくことが、結果として既存株主の利益保護につながるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	ILL CONSULTING PTE. LTD.
(2) 本店の所在地	350 ORCHARD ROAD #21-07 SHAW HOUSE SINGAPORE
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
(4) 代表者の役職・氏名	取締役 植崎紳矢
(5) 事業内容	各種投資及び経営コンサルティング業
(6) 資本金	100,000円
(7) 設立年月日	2014年10月9日
(8) 決算期	9月
(9) 発行済株式数	100,000株
(10) 従業員数	1名
(11) 主要取引先	該当なし
(12) 主要取引銀行	OCBC Bank
(13) 大株主及び持株比率	植崎紳矢 100%
(14) 上場会社と当該法人の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
その他	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日（平成26年12月24日）現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達にあたり、短期及び中長期のそれぞれの観点から当社の資金需要を満たすことが財務体質の改善のために最重要事項であると考え、①資金調達が機動的に行われること、②必要とする資金規模の調達が見込めること、③支配株主の異動が生じないことなどの観点を考慮し、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な企業価値の向上につながる施策を理解して頂ける投資家候補を模索してまいりました。

投資家候補との交渉過程において、RSパートナーズから、シンガポール籍の投資会社ILL CONSULTINGが当社の要望に適う有力投資家候補の一つであるとの提言を受けたことから、上記①から③の観点などを踏まえ検討を開始し、当社における本資金調達の割当予定先に成り得るか否かを慎重に検討してまいりました。

これまで他のいくつかの投資家候補との間でも交渉を行い、本資金調達と同様に新株予約権付社債又は新株予約権あるいはその両方を組み合わせた方法による引受の提案を受けており、これらを慎重に比較検討しましたが、ILL CONSULTING が提示した引受金額が最も大きく、当社が現在必要とする資金規模を充足するものであったことから、候補先としてILL CONSULTING を最優先に協議を重ね、発行条件について最終的に合意に達したことから本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定するに至りました。

割当予定先候補の紹介会社の選定及び割当予定先の選定に関する経過及び理由については、以下のとおりです。

割当予定先の紹介会社の選定について

割当予定先の紹介会社につきましては、当社の子会社である 트레이ダーズ証券の元証券事業部長であった杉山里恵子氏が、同社を退職後に設立し代表取締役を務めるRSパートナーズに、当社への投資家候補の紹介を依頼したところ、純投資目的であれば、出資に応じる投資家候補がいるとの返答を受け、本件割当予定先の代表者である植崎紳矢氏の紹介を受けました。RSパートナーズに関しては、事業内容及び紹介会社としての適格性に関する検討を行いました。

その結果、代表である杉山里恵子氏の事業実績と人脈から紹介会社としての適格性を有していると判断し、RSパートナーズに本資金調達のアレンジメント業務を委任することとしました。なお、RSパートナーズからの説明及び提供資料に基づき確認したところ、RSパートナーズ及び同社役員と割当予定先であるILL CONSULTINGとの間に人的又は資本上の関係はありませんでした。

※本割当ては、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありません。

割当予定先の選定について

割当予定先であるILL CONSULTINGは、RSパートナーズより紹介を受けた 植崎紳矢氏が、本資金調達を行うために2014年10月に設立したシンガポール法人です。植崎紳矢氏は、外資系証券会社で金融派生商品の開発に携わった後、外国人投資家向けの資産運用コンサルティングを行うかたわら、自らも不動産投資、中小企業向けの投融資を行う等、金融及び不動産ビジネスに精通されており、現在は、シンガポールにおいてコンサルティング会社を経営し、同国に進出する企業や富裕層への法人設立支援、スタッフのビザ取得、付随する税務会計サービス並びに各種管理業務全般を支援するサービスの提供を行っております。

植崎紳矢氏には、平成26年11月、当社本店に来訪いただき、当社代表取締役社長 金丸勲、当社取締役 中川明、当社取締役 新妻正幸と面談を行いました。その際に、当社の経営方針をご理解、尊重していただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しており、割当予定先に相応しい人物であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるILL CONSULTINGとは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に

際しては市場への影響を常に留意する方針との説明を受けております。割当予定先が、本新株予約権付社債及び本新株予約権を譲渡する意向がないことについて、同社取締役 植崎紳矢氏が、平成26年11月に当社代表取締役 金丸勲、当社取締役 中川明及び当社取締役 新妻正幸と面談した際に、口頭で確認しておりますが、本新株予約権付社債及び本新株予約権を譲渡する場合には事前に当社取締役会の承認が必要である旨を書面で定めております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の権利行使代金の払込みに要する資金の十分性について、ILL CONSULTINGの預金口座における資金残高を確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の権利行使代金の払込みに足る現金預金を保有していることを確認しました。また、ILL CONSULTINGの資金は、主に借入金を源泉としており、借入先であるCC TRUST PTE.LTD（住所：57 MOHAMED SULTAN ROAD #03-05 SULTAN-LINK SINGAPORE、代表：指田仁、以下、「CC TRUST」といいます。なお、ILL CONSULTINGの取締役である植崎紳矢氏が同社取締役を兼務しています。）との間における金銭消費貸借契約書及び送金依頼票の写しを受領し貸付を確認しました。さらに、CC TRUSTの貸付資金は、主に借入金を源泉としており、その借入先である株式会社グッドスタッフ（住所：東京都板橋区中丸町11番2号ワコーレ要町ビル7階、代表者：中野知和、以下、「グッドスタッフ」といいます。）との間における金銭消費貸借契約書及び送金依頼票の写しを受領し貸付を確認しました。最終的に、グッドスタッフの貸付資金は、主に事業における留保利益及び複数の金融機関からの借入金を源泉としていることを確認し、同社の預金口座における資金残高を預金通帳の記録によって確認するとともに、金融機関からの借入金については各行からの残高証明書によって融資資金を確認しました。

なお、CC TRUSTとグッドスタッフが、ともに株式会社シティクリエイションホールディング（住所：東京都板橋区中丸町11番2号ワコーレ要町ビル8階、代表者：指田仁、以下、「シティクリエイションホールディングス」といいます。）の100%子会社であり、両社は兄弟会社の関係にあること、そして、資金の拠出元であるグッドスタッフが、平成17年9月に設立され、一般労働者派遣事業を中心に、コールセンター事業、ブロードバンド事業、LED営業代行事業等を展開し、安定的な成長を続けているシティクリエイションホールディングスグループの中核企業であることを、受領した各社の登記簿謄本、財務諸表等の資料で確認しました。

グッドスタッフが拠出した資金は、シティクリエイションホールディングスグループにおいて投資事業を目的として設立されたCC TRUSTを経由して、本資金調達の実行を目的として設立されたILL CONSULTINGに移動しております。これらの資金移動は、シティクリエイションホールディングスグループでの事業の範疇を明確化するとともに、外部の専門的な知識及び経験を持った者が資金の運用・管理等の職務を遂行するために行ったものであるとの説明を、平成26年11月に当社代表取締役 金丸勲、当社取締役 中川明及び当社取締役 新妻正幸と植崎紳矢氏が面談した際に、植崎紳矢氏より口頭で受けております。

(5) 割当予定先等の実態

当社は、割当予定先であるILL CONSULTING、割当予定先が資金借入れを行っているCC TRUST、さらにその資金借入れ先であるグッドスタッフ並びに両社の親会社であるシティクリエイションホールディングス及びその関係者（これらを総称して以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先等に関与している事実、割当予定先等が資金提供その他の犯罪行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先等が意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台3-2-1新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表者：荒川一枝、以下「トクチョー」といいます。）に依頼し確認しております。

また、当社は割当予定先候補の紹介会社であるRSパートナーズ及び同社代表取締役 杉山里恵子氏（以下、「紹介会社等」といいます。）が暴力団等である事実、暴力団等が紹介会社等に関与している事実、紹介会社等が資金提供その他の犯罪行為を行うことを通じて暴力団等の

維持、運営に協力若しくは関与している事実並びに紹介会社等が意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるトクチョーに依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、紹介会社等に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領し、確認しております。

なお、当社は割当予定先等が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

7. 大株主及び持株比率

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	持株比率
(有)ジェイアンドアール	23.92%
グロードキャピタル(株)	11.49%
(株)旭興産	7.19%
日本証券金融(株)	4.16%
金丸 貴行	3.70%
(株)SBI証券	2.24%
金丸 多賀	2.10%
楽天証券(株)	1.73%
松井証券(株)	0.87%
(株)ザイナス	0.73%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 2. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
 3. 大株主の状況は、平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 4. 割当予定先のILL CONSULTINGより、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式は、短期間で売却し長期保有することはしないとの意向を伺っておりますので、割当後の持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が当社グループの業績に与える影響については、今後精査していく予定ですが、当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、当社グループの財務基盤の安定化が図られること、トレーダーズ証券の自己資本規制比率の向上及び資金繰りが改善することにより、信用コストは低下し、収益拡大の機会が増大することが見込まれます。それにより、当社の成長及び経営の安定、さらには当社の企業価値の向上により既存の株主の皆様の利益にもつながると考えております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結営業収益	2,993,859千円	2,761,591千円	2,565,785千円
連結営業利益又は 連結営業損失(△)	△352,108千円	284,924千円	△25,720千円
連結経常利益又は 連結経常損失(△)	△401,688千円	216,859千円	△129,317千円
連結当期純利益又は 連結当期純損失(△)	△896,811千円	229,022千円	△175,257千円
連結純資産額	424,087千円	664,639千円	1,044,246千円
1株当たり連結純資産額	9.40円	14.86円	18.72円
1株当たり連結当期純利益又は	△30.84円	5.16円	△3.54円

1株当たり連結当期純損失(△)			
1株当たり配当金	—	—	—

※当社は、平成25年10月1日に1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、1株当たり連結純資産額及び1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失は、当該株式分割が平成24年3月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年11月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	54,851,782株	100.0%
潜在株式数	1,895,000株	3.5%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
最高値	37円	76円	102円
最低値	14円	12円	37円

②最近6カ月の状況

	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月 (12月22 日まで)
最高値	51円	47円	97円	67円	69円	173円
最低値	46円	42円	42円	45円	50円	62円

(注) 1. 最高・最低株価は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)(平成25年7月16日より株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))におけるものであります。

2. 当社は、平成25年10月1日に1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記株価は、当該株式分割が平成24年3月期の期首に行われたものと仮定して調整株価(100円未満を切り捨て)を表示しております。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))

払込期日	平成23年12月30日
調達資金の額	365,035,850円(現物出資のため手取額はありませぬ。)
発行価額	1株につき17.75円
募集時における発行済株式数	普通株式 23,870,400株
当該募集による発行株式数	普通株式 20,565,400株
募集後における発行株式数	普通株式 44,435,800株
割当先	有限会社ジェイアンドアール 16,621,800株 株式会社旭興産 3,943,600株
発行時における当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

※当社は、平成25年10月1日に1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行価額、発行時における発行済株式数、募集による発行株式数、募集後における発行株式数は、当該株式分割が平成24年3月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

② 第三者割当てによる第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成25年8月19日
調達資金の額	500,000,000円（差引手取概算額479,350,000円）
転換価額	1株につき48.01円
募集時における発行済株式数	普通株式 44,435,800株
割当先	掛谷 和俊氏
募集時における潜在株式数	普通株式 10,412,000株
現時点時における転換状況	未行使残存額 0円 権利行使額面総額 500,000,000円 (交付済株式総数10,415,982株)
募集時における当初の資金用途	全額を 트레이ダーズ証券株式会社からの借入金返済に充当
募集時における支出予定時期	平成25年8月末日
現時点における充当状況	平成25年8月19日に差引手取概算額479,350,000円をトレーダーズ証券株式会社からの借入金返済に充当

※当社は、平成25年10月1日に1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、転換価額、募集時における発行済株式数、募集時における潜在株式数、交付済株式総数は、当該株式分割が平成26年3月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

10. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

(別 紙)

転換社債型新株予約権付社債の発行要領

1. 社債の名称 トレイダーズホールディングス株式会社（以下「当社」という。）第2回無担保転換社債型新株予約権（以下「本新株予約権」という。）付社債（以下「本社債」といい、この用語は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本社債と一体をなす本新株予約権を含むものとする。）
2. 新株予約権付社債の券面 本社債については、本社債を表章する本社債券を発行しない。
なお、本社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
3. 募集社債の総額 金 3 億円
4. 各募集社債の金額 金 1,000 万円の 1 種
5. 各募集社債の払込金額 金 1,000 万円（額面 100 円につき金 100 円）
6. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 利率 年 1%
8. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
9. 申込期日 平成 27 年 1 月 9 日
10. 払込期日 平成 27 年 1 月 9 日
11. 募集の方法 第三者割当ての方法により、本社債の全部を ILL CONSULTING PTE. LTD.（以下「本引受人」という。）に割り当てる。
12. 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 社債管理者の不設置 本社債は、会社法第 702 条ただし書きの要件及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
14. 利息の支払方法及び期限 (1) 本社債の利息は、平成 27 年 1 月 9 日から償還日までこれを付し、毎年 1 月 8 日、4 月 8 日、7 月 8 日、10 月 8 日（ただし、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、支払う。利息計算期間については、1 年を 365 日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合には

これを切り捨てる。

- (2) 支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 次の(A)及び(B)の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息（本社債のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）の支払いについては、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(A) 本新株予約権が行使された場合

本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日以降、当該本新株予約権の付された各本社債の利息は発生しないものとする。

- (B) 償還の場合（本社債の元本の支払いが不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）

本社債の満期償還日（繰上償還の場合は繰上償還日）以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、繰上償還日において残存する未払経過利息は、後記「償還の方法及び期限」に定められた要項に従い償還と共に支払われるものとする。

- 15. 償還の方法及び期限
本社債は、平成 30 年 1 月 8 日（以下「満期償還日」という。）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
当社は、本社債の発行後、満期償還日までの期間いつでも、社債権者と合意の上、繰上償還することができる。当社と社債権者との間で合意すべき内容は、償還総額、償還すべき日（以下「任意償還日」という。）とする。繰上償還に際しては、各社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払とともに実行するものとする。本号により償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。
- 16. 社債権者に通知する場合の公告
本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
- 17. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上を保有する

本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 費用の負担 以下に定める費用は当社の負担とする。
(1) 第 16 項に定める公告に関する費用
(2) 第 17 項に定める社債権者集会に関する費用
19. 本社債に付する本新株予約権の数 各本社債に付された新株予約権の個数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。
20. 本新株予約権の内容
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求にかかる本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本社債権者が 1 単元に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を受領する場合には、当該単元未満株式は 1 単元を構成する本株式と同様の方法にて関連する本社債権者に交付され、当該単元未満株式に関し、当社は現金の支払を行わないものとする。本契約の日付現在において、当社の定款は 1 単元を 100 株と規定している。振替制度に基づき、単元未満株式は譲渡することができる。しかし、日本の金融商品取引所の規則の下では、例外的な場合を除き、単元未満株式は 1 売買単位を構成せず、したがって、日本の金融商品取引所では売却することができない。さらに、単元未満株式の保有者は当該株式に付与されている議決権を行使することができない。単元未満株式の保有者は、当社に対し、関連する口座管理機関を通じて当該株式を買い取ることを請求することができる。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、平成 26 年 12 月 22 日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社の

普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に97%を乗じて算出される金額とする。

- (4) 転換価額の調整 (A) 当社は、当社が本社債の発行後、本号(B)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{普通株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{交付普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株あた} \\
 \text{りの払込} \\
 \text{金額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 }$$

- (B) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次の定めるところによる。

- a) 本号(D)b)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。また、本社債の保有者が割当先又は移転先である場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- c) 本号(D)b)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株

予約権付社債を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（ただし、本社債の保有者が割当先である場合を除く。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は、無償割当のための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- d) 本号(B)a)乃至 c)の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金により調整は行わない。なお、株式の交付については本項(12)を準用する。

$$\frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (C) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由

が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (D) a) 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日が無い場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (E) 本号(B)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- a) 株式併合、資本減少、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - b) その他当社の発行済普通株式の数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - c) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - d) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (F) 本号(A)乃至(E)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債の社債権者に通知する。但し、適用

開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (A) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、転換価額（転換価額が調整された場合には、調整後の転換価額）とする。
- (B) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社法計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (6) 新株予約権の行使期間
平成27年1月13日から平成30年1月8日までとする。ただし、当社の選択による本社債の繰り上げ償還の場合は、償還日の前営業日までとする。平成30年1月9日以降に本新株予約権を行使することはできない。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使請求の受付場所
当社本店 経営管理部
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書を、本項(6)号記載の行使期間中に、本項(9)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (11) 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項(9)号記載の行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (12) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第130条第1項及びそ

の他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 譲渡制限

本社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

22. その他

- (1) 本社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上

新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称 トレーダーズホールディングス株式会社（以下「当社」という。）第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の払込金額の総額 金 4,042,000 円
3. 申込期日 平成 27 年 1 月 9 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年 1 月 9 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、本新株予約権の全部を ILL CONSULTING PTE. LTD.（以下「本引受人」という。）に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 4,700,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100,000 株とする。）。但し、下記第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\frac{\text{調整後割当株式数}}{\text{調整後行使価格}} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価格}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日

の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 47 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 86,000 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、平成 26 年 12 月 22 日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 93% を乗じて算出される金額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次の定めるところによる。

- a) 本号第(4)号b)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換または行

使による場合を除く。また、本新株予約権者が割当先又は移転先である場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当の効力発生日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- c) 本号第(4)号b)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（ただし、本新株予約権の保有者が割当先である場合を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は、無償割当のための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- d) 本号 a) 乃至 c) の場合において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、且つ、無償割当の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) その他行使価額調整式
- a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- d) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日が無い場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日に

において当社の有する当社の普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- | | |
|---------------------------|---|
| 11. 本新株予約権の行使期間 | 平成 27 年 1 月 13 日から平成 30 年 1 月 8 日までとする。 |
| 12. その他の本新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 13. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 本新株予約権の割当日から 6 ヶ月以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個あたりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 |
| 14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社法計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、そ |

- 増加する資本金及び資本準備金の端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じて得た額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 17 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
17. 新株予約権の行使請求の受付場所
18. 払込取扱場所
19. 株式の交付方法
20. 譲渡制限
21. その他
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 当社本店 経営管理部
- 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 青山支店
- 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- 本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
- (1) 本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上